

玄海プルサーマル裁判ニュース

No.17
発行日 2015.6.7



発行者：玄海原発プルサーマル裁判を支える会 会長 澤山保太郎
編集者：玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 代表 石丸初美
〒 840-0844 佐賀市伊勢町 2-14
TEL：0952-37-9212 FAX：0952-37-9213

E-mail：saiban.jimukyoku@gmail.com
URL：http://saga-genkai.jimdo.com/
Facebook：http://www.facebook.com/genkai.genpatsu
Twitter：@sagakarakaeru

**ただいま
進行中!→**

被告:	玄海原発 3 号機 MOX 燃料使用差止裁判	
九州電力	玄海 2・3 号機再稼働差止仮処分	玄海 1～4 号機運転差止裁判
被告:国	玄海 3・4 号機運転停止命令義務付請求裁判	

3.20 佐賀地裁 玄海MOX裁判 不当判決を許さない！

命のために ひきさがらるわけにはいかない
9.7 福岡高裁 控訴審へのご支援・ご注目を！



右 判決報告集会にて決意表明する石丸初美団長

判決のポイント

1. 「被告九電は国の基準を満たしていることを確認した」というだけで、後はすべて、限られたデータしか得られない原告に主張立証責任を負わせた。
2. 最大の争点、MOXとウランの挙動の違いについて、被告の言い分を丸のみして「差異はない」と認定。さらに、原告の検証について「外国のデータを適用することはできない」としたが、そもそも外国の事

- 例を安全材料として使ってきたのは国や被告。
3. 使用済MOXについて「政府が最終処分へ向けた取り組みを強化し…中間貯蔵施設等の建設を促進する旨閣議決定」したことを安全性の根拠として認め、100年以上の超長期保管の危険性について原告に立証責任を負わせた。核のゴミの現実を無視。

3月20日、「玄海原発3号機MOX燃料使用差止請求訴訟」、佐賀地方裁判所(波多江真史裁判長)は原告の訴えをすべて棄却する不当判決を下しました。「MOXとウランの差異なし」との国の判断に従い、司法独自の判断を放棄。核燃料サイクル維持という国策への完全屈服でした。

直後の報告集会で、石丸団長は「権力を感じた。しかし、命のために、ここでひきさがらるわけにはいきません」と決意表明。4月3日に控訴。9月7日(月)から始まる福岡高等裁判所控訴審にご注目ください！

4月14日、福井地裁は「新規制基準は合理性を欠く」として高浜原発3・4号機を運転してはならないとする画期的な仮処分決定を下しました。同22日、鹿児島地裁は川内原発1・2号機仮処分において住民の訴えを退けましたが、住民は即時抗告。5月20日、規制委は川内、高浜に続き伊方原発の「審査書案」を了承。3.11の甚大な犠牲を忘れてはなりません。法廷の内外で行動を強めて、再稼働を阻止しましょう！

●玄海全基差止裁判● 原告追加募集！

九州電力を被告とする「玄海原発1～4号機運転差止」裁判(原告176名、2011年12月27日提訴)について、プルサーマル炉であり再稼働申請がされている3号機を対象に、原告を追加募集します。新たに繋がったみなさん、この機会に、ぜひ原告になって一緒に戦いませんか？ 締切は7月末日。詳細は手紙をご覧ください。

No.17 CONTENTS

■ 不当判決を許さない！	…1	■ MOX判決に寄せて	田中佳子…10
■ 3.20佐賀地裁ドキュメント	永野浩二…2	■ 玄海1号機廃炉決定	石丸初美…10
■ MOX判決報告/5月15日裁判報告	荒川謙一…3	■ 会計報告	…11
■ 法廷外の活動報告	永野浩二…8	■ リレーコラム	小林栄子…12

心の底から笑いあえる日が来るまで

3.20佐賀地裁ドキュメント

事務局長 永野浩二

私たちの裁判は「命と普通の生活を守るため」に已むに已まれず2010年8月9日に提訴。2回目の公判は3.11、まさにその日でした。

連帯の輪はどんどん広がり、判決日には全国から多くの仲間が佐賀に駆けつけてくれました。たくさんのお客様メッセージやご注目いただき、私たちは意を強くして法廷へ向かいました。入廷直前、アピールに立った石丸初美団長はこれまでの辛い思いと、みなさんへの感謝の思いとがあいまって、すでに涙ぐんでいました。そして迎えた、判決。

「主文、原告らの請求をいずれも棄却する。」

主文読み上げわずか数秒、裁判長らはあっという間に法廷から消え去りました。あまりのあつけなさに、何が何だかわかりませんでした。いくらかでも次につながる意味のある判断を示していないか、弁護士達と控室で判決要旨をただちに検討しました。

しかし、何も、ない。

完全なる不当判決だったのです。

4年半にわたった裁判の中で、9時間に及んだ弁論準備会合や5時間にわたる証人尋問の場が持たれ、科学的に突っ込んだやりとりもありました。裁判官が書面や証拠を詳細に読み込み、被告九電に対して市民の立場から疑問をぶつけているように見えたこともありました。それだけでなく、「差止命令」を出す「完全勝利」とまではならなくとも、九電の秘密主義に対して何がしかの意見はいうのではないかとのかすかな期待もありました。判決直後に掲げる垂れ幕は、2枚並べて出すために13パターンも文言を議論し、仲間の大江良二・登美子夫妻に手作りで作成してもらっていたのです。

しかし、実際に使ったのは絶対に使いたくなかった「不当判決」...

あの弁論や尋問は何だったのか。形を取り繕うため

のものだったのか。3.11の犠牲は何だったのか！

旗出し役の江口さんと徳永さんが足取り重いままに「不当判決」の垂れ幕を出しに行った後、しばらくしてから、私も裁判所の玄関外へ。そこで迎えてくれた仲間を見て、悔しさが一気にこみあげてきました。

直後の報告集会では、冠木克彦弁護団長からの「我々は科学論争では勝った。政治的に負けた」との発言にみな大きくうなずきました。仲間たちからは怒りの言葉、激励の言葉が相次ぎました。

石丸団長からも「権力を感じた。しかし、命のために、ここでひきさがるわけにはいきません」と、揺るがない覚悟の言葉。

これらが響きあって、最後には「私たちは負けていないぞ」と、集合写真はみな、勝利への確信に満ちた笑顔になったのでした。

翌21日から、控訴に向けてただちに行動開始。委任状と判決要旨などを送付し、メールを送り、電話して、一人一人とお話をして、意志を確認して98人が控訴に応じられました。事務局メンバーも意を強くしました。

4月3日に控訴。福岡高等裁判所での控訴審が9月7日から始まります。

危険な玄海3号プルサーマルをストップさせ、そして、再処理・核燃料サイクル政策に完全に終止符を打たせるべく、冠木克彦弁護団長、武村二三夫弁護士、大橋さゆり弁護士、谷次郎弁護士という“最強の弁護団”と裁判補佐人の小山英之・美浜の会代表の力をお借りしながら戦い抜いて、“累々たる屍”の上に勝利をつかみ、脱原発社会を一刻も早く実現するために貢献したいと思います。

すべての原発をなくして、心の底から笑いあえる日が来るまで、ともに連帯して行動していきましょう！



判決報告集会にて

(写真上左から)
冠木克彦弁護団長
武村二三夫弁護士
大橋さゆり弁護士
谷次郎弁護士
小山英之裁判補佐人



玄海3号機MOX裁判はどのように裁かれたのか？ MOX不当判決報告

副代表 荒川謙一

4年をかけたこの裁判は、2014年9月19日に結審(2015年1月16日に追加弁論)しましたが、波多江真史裁判長は「この事件は慎重に判決を書く必要があるので、少し時間を置いて・・・」と、判決を3月20日まで半年間留保しました。非常に不可解でしたが、おそらく高浜原発プルサーマルに関する規制委員会の見解を待って、国との対立は避けるように判決時期を裁判所は決めたように思われます。

実際、高浜原発でのMOX燃料の使用について規制

委員会は「既に許可されたものであり、本審査は、MOX燃料の使用を前提としています。新規規制基準では、ウラン燃料を使うかMOX燃料を使うかにかかわらず同じ基準を適用することとしており、重大事故等に関して、MOX燃料に特定した基準・審査ガイド等は必要ありません」との「考え方」(今年2月12日)を示したのです。

判決骨子(佐賀地裁作成)と、争点・判決比較表をご覧ください。

MOX燃料使用差止請求事件判決骨子 (佐賀地裁作成文書)

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 玄海原発3号機原子炉に使用するMOX燃料の設計及び使用済燃料ピットの設計は、いずれも原子力安全委員会が了承した指針に従っているなど、平成25年6月に定められた原子力規制委員会の規則の基準を満たしている。
- 3 MOXペレットとウランペレットの体積変化は、各種の照射試験データ、解析計算の結果等に照らし、同等と評価することが相当である。原告らの反論は、ペレットの使用が異なり、燃料棒の出力経過が明らかではない外国の原発のデータを玄海原発3号機における本件MOX燃料に直接適用した上、しかも、燃料ペレットの燃焼度を原子炉の運転時間に置き換えることができないのにこれを置き換えて算定するなどしてなされており、採用できない。
- 4 本件MOX燃料について、運転期間中にギャップ再開が起きるとは認められず、それによる燃料溶融の危険や原子炉容器破壊の危険も認められない。
- 5 玄海原発3号機の使用済燃料ピットの耐震性や使用済み燃料の臨界防止について安全性は確認されている。また、原告らの主張する超長期保管の間に劣化が進んで地震で崩れるという点については、その具体的内容が明らかでない。
- 6 玄海原発3号機の使用済燃料ピットから大量漏えい起きて原告らの健康が侵害される具体的危険については、証明がない。



原告団・弁護団・支援者 揃って入廷

各地からかけつけてくれた仲間と裁判所前でアピール



『訴訟費用』

判決主文は

1 原告らの請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告らの負担とする。

この2行だけでした。2点目の文言にみなドキッとしました。

判決時にいつも述べられる一文ですが、訴訟費用に含まれるものは、印紙代、書類郵送費用などです。弁護士費用は含みません。もし裁判所が調査や証人喚問をした場合、その費用があがってくる場合がありますが、本MOX裁判ではありません。本裁判では、印紙代と書類郵送費用以外はかからない、つまり、負けても印紙代が戻らないだけ、ということです。ご安心ください！

◆争点・判決比較表

	主な争点	判決主旨と評価	原告主張(不服)
1	MOX燃料とウラン燃料の挙動は同じか？(燃料ペレットの燃焼による体積膨張率が同じでなければギャップ再開⇒事故へ)	「新規制基準ではウラン又はMOX燃料の使用に関わらず同じ基準を適用することになっている」とする規制委の見解を事実上鵜呑みにし、政府の見解を曲解して証拠調べは無視した。	MOXはウランより密度の減少率が低く、体積の膨張率がウランより低い傾向あり。被告の提出データから証拠を主張<図3-3(2)>
2	MOX燃料棒の最大内圧評価値と内圧設計基準値(限界値)の安全余裕は十分あるか？(ギャップ再開が起きないか)	「国に認定された解析コード(FINEコード)で内圧評価は厳しく安全側で評価されているので問題ない」とした。原告の危険主張を切り捨てた。	限界値と最大内圧評価値の差は0.2MPa(2kg圧力)しか余裕はなく(1%)、安全と程遠い。
3	使用済みMOX燃料の処分先なく、法律違反では？(超長期保管必至)。将来的危険は？	設置変更許可申請に対する経済産業省許可を盾に、被告の安全主張を全面支持、違反行為も将来改めればよしとした。	法令を順守しておらず明確に法律違反である。侵害される具体的危険は福島事故の事実事例が示す。
4	原告と被告の主張立証責任はどのように求められ果たされたのか？	「被告がまず必要な資料を提出した上で主張立証する必要がある」と言いながら企業秘密の秘匿を認め、「国の基準を満たしている」ことだけをもって立証はできたとし、後は原告に全て責任を負わせた。	原告は反論立証に必要な23個の証拠を求めたが「企業秘密」を理由にした不開示により妨害されたというべきである。

図3-3(2) MOX及び二酸化ウランペレットの密度変化 (20)

最大のポイントの1つ
 「輸入燃料体検査申請書」図3-3-(2)
 MOX及び二酸化ウランペレットの密度変化
 被告は同図に線を引いて同等性を示したが、9点の見落としがあった。それらを加えると同等性の崩れがあることを原告は具体的に指摘した。しかし、判決は原告指摘を切り捨てた！

表1 ペレットの規格値 (単位はmm)

	ASTM (MOX)	MOX (特種)	ウラン (17A型)	ASTM (MOX)	MOX (特種)	ウラン (17A型)
規格値	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
測定値	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0

MOX : 規格値を越えてはならない
 ウラン : 規格値を越えてはならない

(注1) MOXの測定値はウランより規格値を越えたもの
 (注2) MOXペレットの測定値はウランより規格値を越えており、ウランペレットの規格値より低いものがある

「玄海原発3号機及び伊方原発3号機 MOX燃料について」(2007年、保安院作成)
 数値も項目も全部真っ黒塗りで「安全です」と言われても、まったく納得できない！安全というのなら、すべてのデータを隠さず開示させるべき！

◆福島原発事故後、6つの原発裁判で判決・決定

3.11東京電力福島第一原発事故の後、今日まで4年間に原発裁判の判決が6つありました。

- 1) 2013年4月16日大飯3・4号機再稼働差し止め仮処分(大阪地裁)、
- 2) 2014年5月21日大飯3・4号機差し止め訴訟(福井地裁)、
- 3) 2014年11月27日大飯3・4号機・高浜3・4号機再稼働差し止め仮処分(大津地裁)、
- 4) 2015年3月20日玄海3号機MOX燃料差し止め訴訟(佐賀地裁)、
- 5) 2015年4月14日高浜3・4号機再稼働差し止め仮処分(福井地裁)、
- 6) 2015年4月22日川内1・2号機運転

差し止め仮処分(鹿児島地裁)、の6つです。

今年になって下された玄海と高浜と川内の判決(決定)を比較してみました。未だ規制委員会審査中である玄海原発で4年半を費やして来た「MOX訴訟」判決と、再稼働審査合格が出てしまった原発での二つの仮処分決定・却下には意味の違いが若干はありますが、2月に規制委が新規制基準に照らしプルサーマルにも言及した後での原発再稼働を見据えた各司法判断には興味深い点があります。

	玄海原発(佐賀)	高浜原発(福井)	川内原発(鹿児島)
立証責任	3号機の安全性に欠けることがないと見なす。原告は主張根拠を示せていない。	設置変更許可は出ているが、耐震補強工事、重要免震棟など安全立証ができていない。	行政の適合性審査の判断を無条件に認める。高度の立証を住民側に要求する。
新規制基準	安全委の報告書の判断を意図的に曲解し(規制委のMOX判断を待って)、被告の立証はできたとした。	緩やか過ぎて合理性を欠く、適合しても原発の安全性は確保されない。	東京電力福島第一原発事故の経験を考慮し、最新の科学的知見に照らしてはいるが。
安全性	争点に関する証明・証拠を重要視し判断しようという姿勢で審理したようだったが、結局、被告の主張をそのまま受け入れ、被告の対策は十分とし証拠追及せず終えた。	深刻な災害の恐れが万が一にもないと云える基準にすべきだ。日本には地震の空白地帯などなく、地震は万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険。	危険性を社会通念上無視できる程度に小さく保つのが相当。安全上問題があることを認めながら「一応、安全」などと認める。

以上のとおり、福井地裁は高浜再稼働を認めない仮処分決定を下し、鹿児島地裁は川内再稼働を認めないようとの申請を却下したという、二つの相反する司法判断が4月にありました。その前に下された佐賀地裁の玄海MOX判決も川内の判断以上に「しかるべき手続きを取っているから、問題は生じないだろう」という甘い想

定を支持していることが分かります。

福井地裁判決は、フクシマ事故の反省から「万が一にも」過酷事故を起こさないように厳しい審査を求めましたが、伊方最高裁判決の筋を正しく踏まえて、立証責任を事業者・国に負わせているのです。佐賀地裁の玄海MOX判決がその点を踏み外していることが分かります。

◆主張立証責任は被告にある！

勝負の分かれ目が『主張立証責任』でした。「原子炉施設の安全管理の方法は、各原子炉ごとに異なり、かつ、その資料はすべて原子炉設置者の側が保持していることなどの点を考慮すると、玄海原発3号機の安全性については、被告において、まず、その安全性に欠ける点のないことについて、相当の根拠を示し、かつ、必要な資料を提出した上で主張立証する必要があります」(玄海MOX判決「第2 立証責任について」)・・・という趣旨が、伊方原発訴訟最高裁判決(1992年)の判例であり、いずれの判決・決定もこれに沿った形になっています。

佐賀地裁も立証責任をいったんは被告・九電に負わせました。しかし、次の「第3 判断の進め方」で、「本件各安全審査における審査指針等の定める安全上の基準を満たしているかどうか検討する」、「これらが満たされていることが確認された場合には、被告は、本件訴訟の争点に関し、玄海原発3号機の安全性に欠ける点がないことについて、相当の根拠を示し、かつ必要な資料を提出した上での主張立証を尽くしたことになる」として、規制基準を絶対化し、適合性だけを問題にして、最後には適合性をすべて認めました。そして、その場合は原告が具体的な危険につい

て「主張立証を行わなければならない」としたのです。

原告は具体的な立証をしているのに、それを完全に無視し、また、企業秘密としてデータが出てこない中で、原告側に立証責任をかぶせられても、証明のしようがありません。原告が指摘する問題点について、被告がすべてデータを明らかにした上で安全だという立証をすべきだったのです。

控訴審において、主張立証責任は大きなポイントとなってきます。

◆控訴審の傍聴、ご注目を！

佐賀地裁の原判決に対して、不服申し立てを福岡高等裁判所にしました。その理由は、4つの主な争点をすべて否定され、原告全員が「不当判決」と思うからであります。

現在、我が弁護団は控訴理由書を全力で丁寧に書き上げようと度々の会議を持ち、提出前の検討練り上げをしているところです。理由書が完成・提出された後、HPに掲載します。希望者には送付いたします。

毎月第一土曜日開催の事務局会議でも勉強会の時間を設けますので、お気軽に参加ください！

控訴審の傍聴、ご注目をお願いいたします。



MOX控訴審第1回口頭弁論
9月7日(月)16時~福岡高等裁判所
501号法廷

3月25日 判決報告集会・福岡
 (左 荒川謙一・副代表)

5.1 5 行政訴訟、全基差止、仮処分裁判報告

荒川謙一／永野浩二

5月15日、佐賀地方裁判所にてMOX以外の3つの裁判の弁論・審尋が行われました。3月にMOX不当判決を下した波多江真史裁判長が東京高裁へ異動するなど、担当裁判官3人のうち2人が交代しました。裁判官は次の通りになりました。【裁判長：立川毅氏（福岡地裁から異動）、右陪席：不破大輔氏（東京地裁から異動）、左陪席：獅子野裕介氏（留任）】

1. 行政訴訟(玄海3・4号機運転停止命令義務付請求)第5回弁論(対・国)10:30～

まず、これまでのポイントを裁判官に伝えるため、冠木克彦弁護士団長が「更新弁論」を行いました。冠木団長は「佐賀地裁の玄海MOX不当判決、福井地裁の昨年の住民勝利判決と今年の仮処分決定、鹿児島地裁の川内仮処分不当決定と続いたが、勝負の分かれ目が『主張立証責任論』だった。どれも依拠しているのは伊方最高裁判決だが、玄海や川内のように国の基準にさえ合致していればいいという扱いはおかしい。MOXのように企業秘密としてデータが出てこない中で、原告側に立証責任をかぶせたら、原告が勝てるわけがない」と指摘し、被告が「主張立証責任」を果たすようにすべきだと、裁判所に求めました。

国側代理人は今回、「第4準備書面」を提出しましたが、これは新規制基準の一般的な説明を長々とするだけ。冠木団長は「原告は地震動の二重基準(入倉・三宅式と武村式)問題を2013年11月の提訴時の訴状から主張しているのに、被告はいまだに反論をしてこず、制度の説明だけだ」と批判しました。

国は「今回は訴訟要件である原告適格を主張し、地震動問題は次々回に主張する」と、あくまで引き延ばす作戦のようです。次回期日について裁判長が「国側はいかがですか」と尋ねると、国代理人「裁判所の夏季休暇もあろうから9月に」と。

4か月も先！と、傍聴席からため息も漏れましたが、裁判官はこれをあっさり認めました。原告側弁護士「それなら時間もあるのだから、地震動問題もその時に反論してきたらどうですか」。

国代理人「私たちとしましては、当初言っていたとおり、段階的に主張させていただく」。

原告側弁護士「引き延ばしじゃないですか！」...とのやりとりもありましたが、いかにも官僚的な話し方の国の言い分を裁判所はそのまま認めました。

結局、次回9月11日、次々回11月20日と決まりました。(永野浩二)

2. <玄海原発全基運転差止請求事件>第12回弁論(対・九電)14:00～

午前中に行われた行政訴訟に続き、ここでも更新弁論が認められ、原告側大橋弁護士が担当しました。

提訴からこれまでの裁判の経緯に始まり、口頭弁論

した8つの準備書面の要点を説き、「基本的にそれらの立証においては、伊方最高裁判例の考え方、原発データの所有が全て被告にあるところから、まず被告が十分にその資料・証拠を示しながら、これらの安全を立証していくことが必要だと考え、原告の主張と併せ被告がその主張立証責任を果たされたかどうかを、裁判所は慎重に審理していただきたい」と訴えました。

1号機廃炉決定で取り下げ！

この裁判は、2011(平成23)年12月に1, 2, 4号機を対象に提訴、そして翌年1月に3号機を提訴しましたが、この度九電が10月で稼働40年を迎える1号機を正式に廃止することを4月27日決定し受理されました。これまで玄海原発の最老朽化1号機の緊急性ある危険性を原告は厳しく検証してきましたが、これによって差止請求する意義が事実上なくなりましたので、原告団はこの1号機をこの裁判の対象から外し取り下げる手続きをしました。玄海1号機の廃炉が決定して、この事件の対象物は、2号機、3号機、4号機ということになりました。しかし、廃炉作業は少なくとも30年余り掛かるということ、使用済み燃料の処分地の行先も処分方法も何も決まってないこと、脆性遷移温度98度を示した原子炉の金属疲労の理由も気になることで様々な検証が必要だと思いますので、それぞれ目を光らせチェックしつつ対処していきましょう。

基準地震動問題 武村式でより安全側に評価を！

さて、第12回公判は全機に共通する基準地震動の設定方式問題で、被告九電は、前回、入倉・三宅式こそ1995年兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)以降の日本で起きた地震のデータを取り込んだ評価式で信頼できるとし、原告の言う「武村式」は方法としてオーバーで不適であると述べました。原告反論の番になった第12回の弁論の骨子は、以下の通りです。

(1) 入倉・三宅式の信頼性の根拠に挙げている「震源インバージョン解析」という新予測方式は、研究途上にある方式であって相当な不確定性と相当なばらつきが多すぎてデータの入れ方によって様々な結果をもたらしてしまうので、信頼性が有るとは言えない。

(2) 武村式と入倉・三宅式どちらが基準地震評価として、安全側の評価になるのか？という点について、被告は、短周期レベルの地震による揺れの加速度においては、入倉・三宅式対武村式で1.7倍になるだけと簡単に言いましたが、様々な不確定性を考慮すると、1.7倍～2.2倍～4.7倍の範囲で推移する可能性があることとなります。この結果から、中間値である2.2倍になるとLOCA(冷却材喪失事故)が起こり得るので、故に、基準地震動は武村式を採用し安全側評価をしなければならないと主張しました。

さてもう一つ、「2号機配管ひび割れ事故」から始まった配管問題について、仮処分と共通していますので、次項にてまとめて報告します。(荒川謙一)

3. <玄海原発2・3号機再稼働差止仮処分命令申立事件>第15回審尋(対・九電)14:30~

はじめに、原告団弁護団はこの度、2号機については仮処分申請から外して取り下げ手続きをしましたので報告します。

仮処分 2号機は取り下げ

2号機及び3号機の再稼働差止め仮処分申し立ては、2011年7月7日でした。当時、福島県の3.11事故からわずか3か月経過した時点で「原発は必要、もういいだろう」と政府は佐賀県・玄海町に海江田経産大臣を乗り込ませて地元同意の元に再稼働しようと、7月11日からの週にはGOサインが出るのではないかと新聞紙上を賑わせた時期でした。私たちは、一刻の「猶予なし」と直ちに準備し、再稼働ストップの仮処分保全命令を求めた次第でした。

因みに「仮処分」とは、仮の救済など暫定的処置なので、後日、その権利については必要あれば訴訟(本訴という)で争うこととなるのです。裁判所に仮処分命令を出してもらうためには、申し立ての債権者(=原告)が、そのままに保全してもらわねばならぬ当然の権利があること、どうして保全しなくてはならないのかの必要性を主張立証しなければならない(民事保全13条)ということです。

よって、裁判では私たち債権者は、再稼働によって住民の健康や環境や生命が脅かれる原因・状況を十分に立証することに力を注いできました。この間「緊急的危険がある、無い」と様々な主張攻防が繰り返されてきたのですが、2号機は35年経過の老朽化原子炉施設で、九電は再稼働させるための新規制基準適合審査を受けるべく申請もしておらず、準備もしていない状態です。それは、旧基準の可燃性ケーブルの全電線を不燃性ケーブルに交換しなければ新規制基準をクリアできないことが主原因のようです。その交換の時間的、コスト的にも無理な条件を計算検討して廃止しかないと意見に傾いているのかもしれない。いずれにしても債権者としては、「保全の必要性」が無くなった今、2号機を取り下げることにしました。

しかし3号機の条件は全く違いますし、九電もそれなりに再稼働準備をしているわけですから、今後とも「燃料問題」「耐震問題」「配管検査問題」など含めて仮処分を闘っていくと改めて明確に主張をしています。

10年間も見落とされていた配管ひび割れ問題

さて、前回の審理の中では、九電は私たちの求釈明に答えないまま、「結審してくれ、却下されるべきである」と要求しましたが、裁判所は「結審はできません」と改めてその求釈明回答を求めました。問題は、「タービン動補助給水ポンプに関する配管の破損によって、タービン動補助給水ポンプによる給水が出来ないと仮定した場合、原子炉を冷却する手段がなくなるが、配管の検査方法・検査結果から劣化を考慮した耐震解析結果を示せ」というものでした。福島事故のように全交流電源喪失となった場合、外部電源に頼らず蒸気を駆動源とする「タービン動補助給水ポンプ」が冷却する生命線になるのですが、その配管に常時健全性

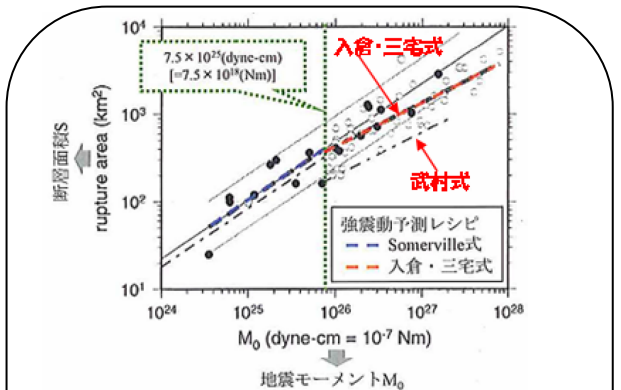
が求められるのは当然のこと、加えて2号機の配管ひび割れに10年も気付かなかった失態に対し、二次系の配管をどう検査しているのか?を求めた訳です。

九電は、設備の概要と検査方法を今回回答しましたが、検査の結果・対応は「異常がなかったから問題ない」と簡単に片付けています。しかし、配管には原発を稼働するための重要配管から冷却用主配管と副配管、水が通る配管に蒸気を通る配管、また余剰抽出系の観測用の配管など何万本という大小種々様々な配管があって役割を果たしているわけです。九電の検査は、流体や気体を流す漏えい検査から超音波による肉厚測定検査、実測定及び外観検査には叩くとか目視だけの場合もありますし、人が触ることも見ることもできない箇所も存在しているはずなんです。

しかし、九電のこの回答によると「特別な検査時や緊急時にしか使用しないため通常は流れるモノもなく存在しているだけなので、検査する必要はないが、それでも念のため実施しており、2号機で見つかったようなひび割れが結果破損してしまっても事故に繋がる可能性は低いので問題ない」と述べ、新規制基準においても、配管材料など従来と何も変わらず適用されるというのです。私たちは、このような姿勢の事業者には原発という超危険施設を任せることはできない、このような驕りは必ずまた事故を起こすと危惧します。

しかし、九電は3号機MOX燃料の安全性について、裁判で原告主張が棄却されているように重大事故に至ることはない述べ、「保全の必要性ナシ」本件仮処分は却下されるべきだと述べました。

私たちはこれに決して屈しません！今後3号機は、全基裁判でも仮処分でもMOX控訴審でも闘っていきますし、玄海原発を再稼働させない決意は揺らぐものではありません。次回以降、2号機を仮処分から除外しても論点の本質は何も変わらないので、3号機の「保全の必要性」を配管劣化問題、LOCA対策、過酷事故対策の不備、基準地震動の設定評価方法の間違い「武村式対入倉・三宅式」等々主張してゆく予定です。
(荒川謙一)



全基差止裁判! 原告準備書面9
図1地震モーメントM0と断層面積S

(被告準備書面3の図3に加筆)

世界の平均である入倉・三宅式ではなく、日本の地震の特性を反映した武村式を用いるよう主張。この図からは、同じ「断層面積」(縦軸)に対して、破壊エネルギーを表す「地震モーメント」(横軸)が、武村式では入倉・三宅式よりも大きく上回っていることがわかる。

放射能から命を守るために、自治体を動かそう！

法廷外の活動報告

永野浩二

●「みなさんの指摘が県を動かしました」 伊万里市避難所99%で見直し

玄海原発から30キロ圏内に全域がすっぽり入る伊万里市は、原子力災害時の避難所について182行政区のうち181区(99%)で見直しをしました。それまでの佐賀県の計画が、いかに机上の空論であったかが明らかになったとも言えます。

詳細を聞きに行こうと、5月13日、伊万里市防災担当部署を訪ねました。担当部長は開口一番、「みなさん方の指摘が、調整役の県を動かしたんです。みなさんが熱心に動いてる様子はテレビ、新聞でも見えますよ。おつかれさまです」と言われました。「ご指摘のとおり、避難所面積1人あたり2㎡の中に階段部分が含まれていたり、通路など確保すべき共有スペースが考慮されていなかったり、という不適切な部分があった。それと、具体的な移動ルートを考えず、数合わせだけでマッチングをしたから、地区によって移動距離がまちまちだった。なので、面積を確保し、距離の問題もたすこととした。結果、182の行政区のうち181区を見直すこととなった。99%だ。13の区長を集めて説明したところで、今、地区ごとに説明してもらっている」とのことでした。そして、見直しとあわせて、受入市町と覚書を交わすこととして、1つ1つの避難所についての詳細情報を台帳としてつくることにしたそうです。

私達が昨年来、自治体をまわって、1人2㎡だけのスペース＝“ぎゅうぎゅう詰め”状態になっている問題など避難計画の不備を指摘してきたことを市町担当者が聞き入れ、県に対しても改善を促し、実行されたのです。自治体に聞く耳を持っていたただけたことは、率直に言って、うれしいことでした。

避難計画は原発、そして「核のゴミ」の危険があり続

ける以上、放射能から住民の命を守るために必要です。今回の見直しは、ささやかな前進ではありますが、避難計画の抱える問題のごく一部が見直されただけにすぎません。住民からの不安の声や指摘がすべて解決され、住民を被曝させない避難計画ができない限り、再稼働は絶対に認められません。

私達は放射能をただただ恐ろしいと思っているだけです。これからも、自治体のみなさんと、住民の命を守るために協力しあっていけたらと思います。

●県民の命を守るのが知事の責任！ 避難計画と再稼働に関して知事に質問要請

5月22日、佐賀県知事に対して「県民の安全の根幹に命がある。県民の命を守るのが知事の責任。再稼働を認めないでください」と質問要請行動を行いました。

2月25日に行った避難計画を中心とした質問に対して、4月9日付で知事より文書回答をいただきました。「県民に寄り添う」を標榜して初当選した山口知事からの初めての回答でしたが、質問に対して無回答だったり、国の方針の説明だけだったり、「国の考えを聞いてから」などと消極的な姿勢だったり、県民の命を預かる知事としての主体的な責任をおよそ感じられない回答ばかりでした。

そこで今回はまず、「甚大な犠牲を国民に与えた福島原発事故から4年経っても誰一人責任を取らない国を信じるに足りない。国がどうあろうと県民の命を守るんだという確固たる意志を示してほしい」と知事の責任を追及。

2点目として、4月に国が行った「原子力災害対策指針」の改悪について、「PPA(プルーム対策地域)削除＝30キロ圏外の避難を切り捨て」「被曝線量20～499



←4月17日 6市民団体で山口・佐賀県知事と面会し、再稼働反対を直接要請。1つの前進！
↓3月19日 判決前夜。「福島の人たち」からも横断幕が届きました。福島の犠牲を絶対に忘れない。



(写真下 左から)
5月22日 避難計画等で佐賀県に質問要請
3月5日 宗像市民と。判決目前に各地で座談会を行い、理解と連帯を深めました
5月15日 佐賀地裁で3つの裁判、入廷



μ Sv/hは屋内退避で1日ガマン＝被曝強要」「SPEEDI削除」を取り上げました。「切り捨てるということか？国の方針をそのまま受け入れたのか」と質すと、県担当者は「30キロ圏外は事前の対策としては必要ないと整理されたと認識している。詳しくは今ここで答えられないので文書で回答する」とだけ答えました。

3点目は、避難に関する前回質問への知事回答に対する再質問を行いました。佐賀県内の原子力災害時の避難所538か所のうち76か所が自然災害等の危険区域にあるという事実を、県は「法令違反でないから危険区域にあるとは考えない」と無視していますが、市町と協議の上、見直しを再度強く求めました。また、スクリーニングについては、前回ほとんど回答しなかったため、再度質問した上で、国の新マニュアルに明記されている「スクリーニング対象者を限定」している問題を質しました。

最後に、避難計画全体にかかわる認識として「500μ Sv/hや20μ Sv/hというのは日常生活ではありえない。平常時0.05μ Sv/hとするとそれぞれ1万倍と400倍。放射線被曝の県民への強要を私達は容認できない。納得できる説明をしてくれ」「知事にとっての福島原発事故の教訓は何か」と問い質しました。

「文書で回答する。今日は話を伺うだけ」というのが条件でしたが、30分時間をとってもらいました。

しかし、文書回答が郵送で送られてきても、曖昧な回答や無回答の時にその場で質することができず、再度の質問書の提出まで2、3か月先になるのがこれまでの常でした。再稼働が迫っているのです。待たされているうちに再稼働して、事故が起きるかもしれない！それでは困るのです。

そこで、これまででも要請してきたことですが、「文書回答の際に担当者との話し合いの場をつくれぬか。知事は反原発団体と直接の面会までした。こういうことでも古川時代と違った対応をしてはどうか」と最後にあらためて要請しました。

●山口祥義佐賀県知事と面会 再稼働反対を直接要請

4月17日、裁判の会など佐賀県内の6つの反原発市

民団体は共同して山口祥義佐賀県知事に面会、玄海再稼働反対を要請しました。

古川康・前知事は原発推進派とは会って「やらせメール」事件まで起こしましたが、反対派には担当課さえも話し合いを拒否、文書をロビーで立ったまま受け取るという対応を3年間続けました。話し合いの場を求めて声をあげ続け、県議会やメディアでも取り上げてもらい、昨年11月に部屋での対応に戻りました。今年1月に「県民に寄り添う」を標榜する山口知事が就任したことから、ただちに面談要請を行い、3か月経って実現したのです。1団体2人ずつの同席、全体で15分という条件でしたが、画期的でした。

知事は「再稼働の方向」を明言していますが、議会答弁や私達の質問への文書回答では、放射能と命の安全について立ち入った発言は避けてきました。面会の場で「県民の安全を守ることが第一の使命。出来る限り多くの情報をもとに判断していく。今後も対話していきたい」と言われたことを言質にして、国の言いなりでなく、県民の命を守る視点に立つなら、再稼働はありえないという判断をするよう、県民世論をあの手この手でつくりつつあります。

●川内仮処分不当決定を許さない！ 佐賀でも抗議の街頭宣伝

4月22日、鹿児島地方裁判所は九州電力川内原発1・2号機再稼働差止を求めた仮処分について、住民側の主張を全面的に退けて却下しました。債権者(原告)の主張する危険性が「まったくない」と言い切れない」と言い訳がましく触れながらの不当決定でした。債権者は即時抗告しました。

報道されたように「賠償金」の脅しに屈せず、全財産を没収されるかもしれない不安を一蹴して債権者にとどまった市民がいて、初めて成立した今回の仮処分裁判。お互いにエールを送っていきたいと思います。

当日は佐賀からも鹿児島地裁にかけつけるとともに、佐賀の街頭で抗議宣伝も行き、道行く市民1人1人に訴えました。

3月1日以降の活動経過

■3月

- 1 裁判ニュース第16号発行
- 2 座談会・北九州
- 3 座談会・福岡
- 4 佐賀県議会原子力特別委員会傍聴
- 5 座談会・福津／宗像／福岡
- 8 国際婦人デー福岡集会
- 11 佐賀県平和センター福岡連帯集会
- 16 福岡県知事要請行動
- 18 大飯裁判報告集会（大阪）
- 20 MOX 不当判決
- 25 判決報告集会（福岡）

■4月

- 3 控訴申立て（佐賀地裁）

- 10 座談会・佐賀

- 17 反原発6団体・山口祥義佐賀県知事と面会
- 22 川内原発仮処分決定・街頭宣伝

■5月

- 10 ストップ川内再稼働！川内・母の日行動
- 14 裁判争点学習会（講師：小山さん）
- 15 行政訴訟第5回弁論、全基差止第12回弁論、2・3号機仮処分第16回審尋
- 20 座談会・佐賀
- 22 佐賀県知事へ避難計画と再稼働に関する質問要請
- 27 鹿児島3.11実行委・九電本店交渉
- 29 座談会・佐賀

■6月

- 7 ストップ再稼働福岡集会

■玄海原発3号機MOX裁判判決に寄せて

田中佳子 ゆり根の会代表（北九州市）

2015年3月20日、この話題はもう避けて通りたいくらいですが、九州電力の玄海原発3号機のプルサーマル発電で用いられるプルトニウムとウランの混合酸化物(MOX)燃料の使用差止めを求めた訴訟の判決が佐賀地裁で棄却されたとの報道にガッカリです。

MOX燃料は、従来の原発燃料のウランより制御が難しく重大事故に繋がりやすいこと。使用済みMOX燃料の処理方針が決まっておらず、超長期保管による健康・環境被害の危険性があるとの主張が通らなかったのです。原告団の石丸初美団長は普通の主婦ですが、「子ども達の未来のために見逃すことはできない」と、長年闘っておられます。原発の問題は「経済」の問題ではなく、『命』の問題である…とも。

「北の国から」で有名な脚本家の倉本聡さん(80)が、元参議院議員でアイヌの菅野茂先生から「アイヌは、その年その年の自然の利子の一部で暮らしてきた。今の人間は自然という元本に手を付けている。経済観念の発達した日本人になぜそれが分からないのか？」と言われてがく然とし、生きる原点を学んだと言われています。「戦後の日本はめざましい発展をとげてきたが、ブレーキとバックギアを付け忘れた車を造ってしまったのではないか？富士山に登った人は多いが、ほとんどは5合目からで海拔0mから登った人はめったにいない。

私たちが5合目からの思考に陥っている。エネルギー問題でもこんなに必要なのかという根本から考えれば選択肢は増える。海拔ゼロからの発想こそ大事だ」と。

福島第一原発事故の汚染水対策はじめ、アチコチの原発で不備が生じているというのに、原発再稼働が進められているのには、ただただ信じられない思いです。

たった一度のミスでも大変な事に成り得るのに平気でいられるのでしょうか？今や、玄海原発に何か起これば、場合によっては九州のみでなく、西日本一帯すべてが影響を受けるかも知れないというのに…。

長年、原発を推進してきたドイツはチェルノブイリの事故をきっかけに国民の考えが大きく変わり福島の事故が更に決定的となって脱原発を早め、エネルギー大転換を加速している様子です。世界の潮流も再生エネルギーの拡大に向かっているのです。

今こそ、新しい時代を見据えて国民自身が意識改革しなくては、日本は滅びてしまうかもしれない、いつもプラス思考極楽トンボの私にもそう思えて仕方ないこの頃です。

「自分に当たり前の明日は来るのか、大切に思っている人たちに明日も会えるのか…」という心構えから、我々大人も恥ずかしくない生き方をしたいものです。

■原発に「建て替え」などありえない！

～玄海1号機廃炉決定

石丸初美

九州電力は、今年10月に運転開始から40年を迎える玄海原発1号機の廃炉を正式に決めた。

1号機は、1971年3月九州初の原発として着工、出力55万9千キロワット、建設費総額545億円、1975年10月に営業運転を開始した。しかし、福島第1原発事故を受けて施行された改正原子炉等規制法に、原発運転期間を原則40年と定めた「40年ルール」が盛り込まれたため、現在の燃えやすい電源ケーブルを難燃性に取換えなければならないなど、1号機を新規規制基準に適合させるには多額の費用がかかることとなった。九電は採算が合わないと判断し廃炉を決めたとされている。

廃炉作業は30年以上かかると言われている。また、解体作業にも無用な被ばくが避けられない。九電は1号機廃炉に伴う廃棄物を19万3800トンと試算している。このうち2680トンに上る放射性廃棄物「核のゴミ」の処分先や方法は決まっていない。処分方法も決まっていない核のゴミは、原発を動かす限り増え続けていく。ウラン鉱山採掘から廃炉まで、多くの被ばく犠牲と膨大な核のゴミを生み、莫大な費用と時間をかけなければならないのが原発。

玄海1号機については、専門家から想定以上に老朽化が進んでおり、破損する恐れがある危険な原子炉であると指摘されて、私たちは止めるため裁判と法廷外での運動をしてきた。その1号機が廃炉となったことは素直にほっとしている。

しかし、岸本玄海町長は「1号機分の発電量が減るため、代替の発電施設を考える必要がある。玄海町は地盤が強固で地震などの災害が少ない地域なので、玄海原発でリプレース(建て替え)することも一つの選択肢としてあるのではないか」という言い方で「新たな原発」を示唆している。原発は普通の工場や家のように簡単に建て替えるというわけにはいかない。解体まで最低でも30年かかるというのに、「建て替え(リプレース)」という言葉に私たちはごまかされない。このことは今後も市民の目から注視していく。

どんな理由であれ、原発は経済の問題でもなく、エネルギーの問題でもない。命の問題である。フクシマの教訓を心にとめて原発の無い社会を目指し、これからも一人一人に伝えていきたい。

2014年度決算報告書

【一般会計】


2014年1月1日～2014年12月31日

	科 目	金 額	適 用
収入の部	前期繰越	1,197,442	
	原告団会費収入	2,402,000	
	支える会会費収入	1,100,000	
	寄付金収入	1,160,981	
	活動収入	171,100	座談会謝礼等
	物販	350,818	
	雑収入	400,000	高木仁三郎市民科学基金助成金
	受取利息	244	
	収入合計(A)	6,782,585	
	支払の部	専従費	620,000
旅費交通費		2,735,216	旅費、高速料金、駐車料金、宿泊費等
事務用品費		199,775	印刷代、封筒、コピー用紙等
通信費		459,253	切手、はがき、送料、電話料、HP管理料
水道光熱費		86,594	電気、ガス、灯油、水道、冷房代使用料
新聞図書費		3,834	会の本代(資料として)
広報費		110,200	書籍、缶バッチ、ステッカー他
賃借料		426,000	事務所家賃、事務所駐車場料
租税公課		648	道路使用申請証紙、利息にかかる税、印紙代
消耗品費		23,685	乾電池、トイレトペーパー、ゴミ袋、事務用備品
会議費		23,376	会場使用料
支払手数料		80	振込手数料
雑費		75,767	ゴミ袋・お茶代・自治会費その他
諸会費		2,915	分担金
支出合計(B)		4,767,343	
次期繰越金(A-B)	2,015,242		


【特別会計】

特別積立金(定期預金)	2,000,000	裁判終了後の報告集製作費
-------------	-----------	--------------

2014年度の会計報告をいたします。

会計 塩山 正孝 

監査報告
2014年度の決算報告書を監査した結果、総勘定元帳・仕訳帳・証券など正確に記載されており
何ら不正不当のないことを確認しました。

2015年 5月27日
会計監査 横井 久雄 

国の一大事！この国は、
2011・3・11から今日もなお
原子力緊急事態宣言発令中！

(福島第一原発)

原子力災害対策特別措置法第15条1項2号の
規定に該当する事象が発生したことによる

東京電力の原発事故は現在進行形・・・
分からないことは電話して聞こう！

➡ **原子力規制庁**
TEL:03-3581-3352

「未来にも安心して暮らせる社会を残してやりたい！」
座談会用パワポ資料より

国は「安全とは言わない」
＝「多少の被ばくは覚悟してください？」
と言っている！

- 被ばくの影響が著しい乳児、幼児、妊婦(胎児)に対する特別な措置もありません。
- 30k圏外では、ヨウ素剤は不要
- 避難は国→県→自治体の避難指示を受けてから
- 放射線管理区域から持ち出し基準・・・4ベクレル/cm²
スクリーニング基準・・・120ベクレル/cm² 30倍
- 私たちの今の生活 ...1ミリシーベルト/年
≒0.05マイクロシーベルト/時

『避難基準』

- ◆500マイクロシーベルト/時
数時間を目的地に区域を特定し避難指示
(移動困難な人は屋内退避) 1万倍
- ◆20マイクロシーベルト/時
一日をめぐりに区域を特定し、一週間以内に避難。
さらに1日、屋内退避でガマンすることに！ 400倍

お知らせ

提訴5周年活動報告会& 『ブッダの嘆き』上映会



原発は燃料のウランを掘る段階から、住民や労働者の命を傷つける。原発は経済やエネルギーの問題ではありません。“命”の問題だから、私達は原発に絶対反対です。

初提訴から5年を迎えるにあたり、年次活動報告会とあわせて、インドのウラン採掘現場周辺住民の放射能被害を告発したドキュメンタリー映画『ブッダの嘆き』上映会を開催します。ぜひご参加ください。

- 日時 6月28日(日)13:30～
- 場所 福岡市早良市民センター 第1・2会議室

(地下鉄藤崎駅徒歩0分、福岡市早良区百道2-2-1)

- 内容 活動報告/映画上映/座談会
- 参加費 無料 (カンパをお願いします)
- 映像提供 アースビジョン地球環境映像祭事務局/一般財団法人地球・人間環境フォーラム
- 主催 玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会

私は8年前、ウラン鉱山で働く人を描いたこの映画を観て、原発労働は人権を無視したものだど分かり、言葉にならないものを感じました。原発は被曝労働なしではつぐられませんか。一人でも多くの人に観てほしいと願っています！(石丸)

4月3日、控訴状を無事提出し、事務所にて



会員数 (2015.6.4現在)	
MOX控訴人	98名
仮処分債権者	90名
全基原告	176名
行政訴訟原告	382名
支える会・サポート会員	871名

次回裁判傍聴をお願いします！

◆MOX控訴審 第1回口頭弁論

9月7日(月)16時～

福岡高等裁判所 501号法廷

福岡市中央区城内1-1(地下鉄赤坂駅2番出口徒歩4分)

◆全基・仮処分・行政訴訟

次回=9月11日(金) 佐賀地方裁判所

- 14時 行政訴訟第6回弁論
- 14時半 全基差止第13回弁論
- 15時 仮処分第17回審尋
- 15時半 記者会見

次々回=11月20日(金)佐賀地裁

- 10時半 行政訴訟第7回弁論
- 11時 全基差止第14回弁論
- 11時半 仮処分第18回審尋

あなたのチカラが必要です！

●座談会しませんか？

裁判のこと、命のこと、少人数でぶっちゃけ本音トークをしませんか？1人からでもグループでも、どこへでも行きますので連絡ください！

●玄海町や市町を一緒に訪問しませんか？

●作業いろいろ、ボランティア募集中！

●仲間になってください！

会員募集中！

■年会費 原告会員1万円。支える会会員5000円。サポート会員一口1000円より。

団体会員も大歓迎！

■振込先：郵便振替口座 01790 - 3 - 136810

玄海原発プルサーマル裁判を支える会

命を守るために長期戦覚悟！

カンパもお願いします！

●最新情報は以下をご覧ください。

ホームページ <http://saga-genkai.jimdo.com/>

フェイスブック <http://www.facebook.com/genkaijenpatsu>

リレーコラム 『ありがとう』 小林栄子

その刻はあまりに突然にやって来ました。最愛なる母と永遠の別れの時はついに母の言葉も聞けないままでした。90歳要介護度5の認知症の母と福岡での暮らしは11年半になりました。亡くなる10日前、目を覚ますなり、ベッドの中で「Mちゃん、ありがとう！Mちゃんありがとう！」を繰り返し何度も言いました。Mちゃんは私の連れ合いの名前で私ではなかったんですね。笑しかし、この時は「またインプットされた言葉だね」と家族で笑って済ませてしまいました。今、母が居なくなってあの瞬間に戻りたい！もう一度抱きしめてやりたいと感じています。

異郷の地で暮らす長男夫婦に子どもが生まれたの

が母の旅立つ2日前でした。誰からも生まれ変わりだと言われました。老いて朽ち果てる命と希望と夢を運んでくれた新しい命に「ありがとう！」。そして今与えられた環境と全ての繋がり仲間との出会いに「ありがとう！」。そして「足るを知る」を忘れないと今日も心に刻みます。

まだ見ぬ孫ですが、今をどう生きたか？成人した孫に日本人として一人の女性として人生をどう生きたか問われた時、おばあちゃんは反原発を訴えて精いっぱい生きたと感じてくれるようにこれからも日々踏ん張らねばですね。『I Am not Abe』と心の中で叫びながら。
※毎号、事務局メンバーでリレーで掲載します